

の議決に伴う委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○山下委員長 御異議なしと認め、さ
よう取り計らうことにいたします。

○山下委員長 次に文教行政に関し調

査を進めます。質疑の通告がございま
すから、これを許します。野原覺君。

○野原委員 丈壽也とそれから厚生省にお尋ねをしたいのであります。それは昨年であつたと思ひますが、鳩森小

学校の環境が非常に問題になりました、たしか昨年の六月十五日であつたと記憶しておりますが、旅館業法の一

部改正がなされたはずであります。この旅館業法の一部改正がなされました趣旨は、学校の教育環境というものは

清純でなければならないから、そういった清純でなければならない学校の近くに、連れ込み旅館とか、いかがわ

しいようなものの建設は認むべきではないという条文が、この旅館業法の改正によって取り入れてあるつけであり

正の条文の趣旨が、都道府県あるいは市町村に二分改編しないことは、

五大市当局に十分徹底しないうらみがあるよう私は聞いておるのでござりまするが、厚生省としては、学校の近

くにこれらのかがわしき旅館業等の建築の許可もしくは営業の許可等について、都道府県なり五大市にに対してど

〇尾村政府委員 学校周辺の清純な教
か、まずその点をお尋ねしたいと思
ます。

の問題の運営について例をあげまして、徹底は今までのところよくしてきましたが、たつまでもござります。その実例といたしましては、ちょうどあの法の改正されました六月十五日からことしの二月三十一日までの間に、約三千七百件の旅館の申請が全国的にあつたわけでござります。そのうち、百メートル以内のところで、府県知事なりあるいは指定市長が許可を与えるなければいかぬという場合に、教育委員会あるいは教育委員会と同格のものに規定通り意見を求めたものが二百十六件、すなわち約7%程度ございまして、おそらく今までのところでは、この運用について、これらを無視して独自で全部許可をしましたというような例はないとしております。いずれにいたしましても、この規定は十分守つて、その意見に基いて許可、不許可の判断をしている。かよううに信じておるわけでござります。

福原で貸席業を經營しておられた方であります。しかもこの建物が幼稚園から一メートル以内、〇・四メートル、ほんとうに板べい一つ隔たつたところに建てられておりまして、今この建物の営業の許可をめぐって神戸市は頭を悩ましておる。それから幼稚園のP.T.A.では、こういうものを許可してもらったのでは困ると非常に騒いでおる事件が起つておるのであります。この種の事件は、私四、五日前でございましたが、現地に行っていろいろ視察をいたしまして、関係者から事情をお聞きしたのでござりますが、その話の中で、厚生省に神戸市当局が伺いを出しておりたというようなことも実は仄聞いたしましたのであります。折あしく日曜日でございましたから、神戸市の責任者の方からは伺うことができませんでしたが、そういう話を他の方から聞いたのであります。この種の事件についてどのような伺いが神戸市からきておるか、その神戸市からの照会に対し、厚生省はどういう御指導をされておるのか、お尋ねしたいと思います。

話の通り、幼稚園に隣接してすでに昨年の旅館業法の改正前に建築許可を得た旅館がいよいよできる。これについて旅館業の営業許可を与える場合に、今の新しい法律による判断が必要になってきたわけでございます。この場合に旅館業法では、百メートル以内のこれら旅館が教育上非常に著しい障害があるというのでこれを不許可にする場合には、教育委員会の――今度の場合には私立の学校でござりますから、府県知事の同意は要らぬわけでございます。要するに講問は要らぬわけなんですね。不許可にするならば、自分が自信を持って資料を整えて、これは教育上支障ありとするならば、遠慮なくこれには不許可ができる、こういうことなんだと思いますが、そういうふうに市長がいたしませんで、他の教育委員会ないしは府県知事に問い合わせるということではなくて、すなわち著しく害するというデータに不足いたしまして、許可をしていいという場合にのみ他に問い合わせることになります。従いまして今度の場合、府県知事に相談をしたかどうかということを明示しないで、実はわれわれの方に問い合わせてきておるのでございます。單に県の教育課から強い反対があつたといふことでございまして、法に基きまして許可をする場合には、市長からそれぞれの正規にきめられております諸間の相手方に問い合わせて、正規にそれの意見をはつきりととりまして、それに基づいて自分の判断を最終的に決定する、こうなつておるのでありますが、これはいわゆる内相談です。従つて相手方への問い合わせ方も内相談というよ

うなことを重ねて協議して参ったよう
な次第でございまして、われわれの方
への問い合わせも具体的な事由に欠けて
おる非常にばく然たるものでございま
す。要するに当該旅館ができることに
よつて著しく教育環境が阻害されると
いう県の衛生課の意見がある。従つ
て、これははどうしたものだらうかとい
う相談の文書をよこしておりますの
で、われわれの方では、それを他の事
例と比べて批判して指示しようがな
い。もつと詳しくいかなる手続で相手
方の意見を聞いたか、さらにその意見
の内容が、どういうところが教育環境
を著しく害するのか、そのデータがで
き次第こちらにあらためて相談すれ
ば、そういう相談に対する批判はす
る、こういう形でわれわれの方から手
紙を出しまして指導中でございます。
従いまして、これだけに基いてこれは
必ずやめるとか、あるいはこれは当然
許可すべきだとかいうような内容に触
れての指導はまだいたしておらぬので
ございまして、まず事情を鮮明にする
という段階にありますと、今、回答を
待つておる次第でございます。

そこで幼稚園の園長並びにPTAは非常に憤慨いたしましたして、神戸市長に陳情、請願をいたしました結果、神戸の市長は兵庫県の知事に對して正式にこの意見を求めておるのであります。これを許可したならば教育上支障がないかどうか、これは昨年の十月であります。これに對して兵庫県の知事は神戸の市長に対し許可すべきではない、これは明らかに旅館業法第三条の違反事項だ、こういう許可すべきでないといふ回答を出しておるのであります。ところがどういものか、聞くところによればボスの圧力だということが学校當局者並びにPTAの心ある人々からいわれて、非常に憤慨をしておりましたが、この種不賛成の回答がなされておるにもかかわらず、その神戸市の担当の課長はどうすることをこの学校當局を呼び出して申したかと申しますと、これは昨年の十二月であります。が、旅館が学校の隣に建つておつてもこれを阻止する法的根拠は六月十五日付の法令では得られない、全く法律を知らないものはなはだし。これは名を申してもよろしくうございますが、神戸市の担当課長がこういう申し渡しかしておる。その申し渡しはたくさんあるのでございますが、その中にこういう節がある。厚生省に私は問い合わせましたが、不許可にするような回答は得られないのです、こういうことを言つておる。そこで私は実は本日この問題を文教委員会に持ち込みまして、厚生省にお詫びを願つたのであります。

もう一つは、旅館が隣接していくといふことは、もう、単なる旅館ならばよろしい。しながらこのいかがわしき旅館、そぞらいつたようなものを阻止する法的根拠は六月十五日付の法令では得られないと言つておるが、こういう見解をお持ちであるかどうか。

それから厚生省に神戸市から問い合わせましたけれども、不許可にするよりはな回答は得られない。これが問題のはなつておりますのは昨年の八月からであります。今日半年以上経過しております。にもかかわらず厚生省が断固たる指導をしないということは、私はどういふものかと実は考へておる。公衆衛生省長と文部省の管理局長連名でもって指導をいたしましたとは申されますけれども、しかし指導とは一片の文書を流すことではないと思うのです。この種の具体的な事実が起つたときに、やはり断固たる指導をしなければ、旅館業法の改正というものは有名無実で骨抜きになるじやないか、こそこそ考えますが、これらの私がただいま申し上げましたことに対して、一つ明確な御答弁をお願いしたいのであります。

れもわれわれの聞いておったところと若干相違があるということが今わかつたわけでございます。なおこの問題に関して昨年の八月以来というお話をございましたが、われわれの方がこれを正式に知りましたのは、ここにごく簡単な報告がござりますので、お読みみるとすぐ明確になると思いますが、本年一月二十四日付で神戸市の衛生局長から公文をもまして環境衛生部長あてにこの問題の照会が参ったのが、われわれの知つた最初でございます。それまではかような問い合わせ等がありませんと、これのキヤツチのしようがないということで、これが初めであります。その照会の内容はほんの数行でございまして、読みますと明確になると、思いますが、「本市において、下記の二件の学校周辺における旅館營業許可申請につき取り扱いを検討中であります。ですが、本二件については、旅館業法第三条第二項にいう「清純な教育環境が著しく害されるおそれがある」と認めるのが適当か否か、至急何分の御回答を煩わしたい。」ということで、記いたしまして、簡単なこういう複写の図面でございますが、それがついておりまして、「別紙図面①のとおり幼稚園に隣接するもので相当な遮蔽をする」としても、園内よりの見とおしを完全にさえぎることは不可能と考えられ、又申請地南側の道路は、幼稚園に至る主要道路の一つである。なお同図面①②③④の位置に既設の旅館があるが、新しく該旅館が出来ることによつて、付近一帯の教育環境がいちじるしく阻害されるものとして、幼稚園ならびに兵庫県教育課より強い反対がある」というだけのこととれわれわれの方に回答

を要求して参ったのであります。しかしこれだけの内容ではわれわれの方で判断が不可能でございますので、今暫くいましたようなものと詳細な事情をちらに報告するようについて通知を出したわけでございます。

なおその際、今の御質問の第二点でございますが、これはもちろん法令の根拠があるのでござります。昨年の旅館業法の改正の大きな一点のうちの重要な一点でございまして、今のような百メートル以内で真にいろいろな条件がありまして、それぞれの手続を経て、神戸市の場合は指定都市でござりますので、市長がそれらの根拠で不許可を適当とすれば、それは法律に基きまして不許可をしたことになるのでございます。法令によってそういうような場合にできないというようなことは根本的に違つてゐるわけでございまして、こちらへの問い合わせも当然法律に該当するかどうかといふことがその内容でございまして、市当局でさようなことを担当の者が言えば、誤まっていふわけであります。これはわれわれがそういう間違いを正すように十分指導しなければならぬと存じます。

す。百メートル以内の旅館は法律に基いて客室をのぞかれるとか、あるいはダンス・ホール等が学校からのぞかれるような、要するに見通されるようなことはいかぬので、必ずそれに対する設備をしなければ許可ができぬといふことになります。こういうふうなところに欠けているならば、教育委員会、あるいは府県知事に相談するまでもなく、これは法令の条件に適しておらぬということで最初から不許可となるわけであります。さような意味を含めまして実は通知かたがたの指導をさせて出したわけでございます。

あります。これはどういうわけでできなかつたのか、若干了解に苦しむのですけれども、結局厚生省で的確な御指導をしないことをたてに、厚生省がだつて不許可にするような回答をよこさぬじやないか、こう高飛車に市が学校当局に對して當つておる。なおまたこういうことも言つておるのであります。もしこの營業を不許可にしたならば、職業の自由という憲法違反に問われるのだ。こういうことを言つておる。これはとんでもないことであります。私はくどくは申し上げませんが、職業自由ということはなるほど憲法に書かれております。しかしながらこれは公共の安寧秩序、並びに法令が特別に規定すれば、これはいかんとも思がたいことになるのじやないか。全國にこのような問題があつたとき、不許可になつた例はないのだと、また高飛車に出ておる。そこでどう考へても学校もそれからPTAも承服ができませんので、実は神戸ではここ半年来騒がれて、一月十四日にはあなたの方に正式に市からもそういう陳情が來ておるのに、いささか指導に手ぬかりはないか。單に文書を流して、わからぬからといってほっておくことは、いささかいかがなものかと実は考へるのである。國面まで來ておるのだし、だからもつと積極的に、たとえば県に問い合わせをして、県の総務部の教育課、県知事は一体どういう回答を出したかといふことを、あなたの方からうるなりにして、判断を下してやらないと、ますます混乱に混亂を重ねてくるのです。この点に対しても私はいささか厚生省の今日までとつてきたことに対し不満に思つておりますが、この点に対する御所見

いたしまして、府県知事あるいは指定市長が不許可にした例も、次々と出ております。従いまして、不許可の例を作らぬような指導方針は一切いたしておりませんで、やはり一つ一つのケースが著しく教育環境を害するということなれば、これはもう当然秩序の保持のために法令ができるわけですがござりますから、これに基いてどしどしと不許可是一向差しつかえない。たまたま非常にいいかげんな調査で、こういうふうな制限を加えておる法令に確かに該当するかどうかもいいかげんな根拠によって、ただ抽象的にこれを実行処によるということは、これは法の権威にも因ることでござりますから、十分な資料調査は行わせる、その上でこれを実行していく、こういうことでございます。従いまして今もし先生から伺いましたようなことありますが、これは非常に重要なことは、一つはアパートとして建築許可を得ておるということのようでございますが、これは一つの詐欺行為そのものになるからどうかわかりませんが、官庁に対して最初から今のようなお話を、キャバレーレ似の旅館ということを考えておりながら、許可だけはアパートで申請してとったということになりますと、まず前からの問題でさようなこと自身が非常にどうか、建築許可上の問題もこれも一つあるわけでございます。従いましてそれらのやり方も、もちろん許可、不許可の指定都市の判断にも一つの問題があるわけでございます。さよない意味でござりますから、われわれといたしましては、これは法の趣旨に基づきまして、当然厳正に実行するというつもりでおりますし、現在までも大体

そのつもりでやつてきたつもりでございますので、今わかりましたから、神戸市については特にわれわれの方から積極的に連絡いたしまして、ことに県側である程度すでに例を持つておるはずでございますから、これは他の市町村に対して県にも連絡をいたしまして、善処したい、かように存じます。
○野原委員 ぜひ一つ的確な、間違いない御指導をお願いしたいのです。
そこで、今私も御答弁をお伺いして非常に意外に思つておりますが、神戸市が関係者に対して、そのような不許可になった先例はないのだ、こう言われておるようではありますけれども、今部長の話を伺いますと、そういうことはない、不許可になつた例はあるとうござります。
それから建築許可の問題でございますが、これは私が今後出てくるケースとして考えられることは、最初は純粹な旅館あるいはアパート、こういうようなもので建築許可をとつておいて、あとで用途変更というようなことでも新たな新たな願いを出して、建物は建つたという既成事実を利用して、この種のものが学校周辺に出てくる、こういう隠法的な行為が考え方られないではないのであります。このやり方で実は来てる。これはやはり問題でありますから、この点についても一つ十分御配慮が願いたいのであります。
そこでもう一点お伺いしたいのは、神戸市立の下山手小学校でございますが、ここから真向い二千メートル弱のところに百三十坪の敷地でホテル花隈というのを建ててるというので、実はまた大問題が起つておる。なぜこれが問

はおりていいないようですが、この育友会が問題にしたのは、この近くの渕川幼稚園の方のホテル田園、これが問題になつて、ついに既成事实を押しつけられようとしておる。そこでもうこれは建築許可のおりるとき間に問題にしなければ、建物が建つたらもういかんともできない。私は現地を見ましたが、下山手小学校というのは、神戸の山手、兵庫の県庁に近いところにございまして、皆さんも御承知のように住宅地であります。神戸では最も高層な官庁街になつておるのであります。旅館はこの近所には一軒もないのあります。ああいうところに旅館を建てて商売が成り立つわけがない。ところがあそこにホテル限界を建てるといふねらいは、三ノ宮の渡止場から自動車に乗ればわずか五分、歩きましてもきわめて近いところでございますから、外國船でやつてきます水兵あるいは船員、そういうものを目当てにしてた建築を火は考えておるようあります。そこでまた建築許可がおりるんじゃないか、おりたらホテル田園の二の舞、渕川幼稚園の二の舞がくるというので、下山手小学校では、この種の建築許可をするならば、実は訴訟も辞さないというので、この育友会長は弁護士をされておる方でございましたが、非常な憤慨をしておるのであります。この点についても、やはり問題が起つてから指導するというのでなしに、この建築許可を持つ許可権者に中央の首府としては事前に十分な指導をなさなければならぬ、このように考えますが、これに対する御所見を承りておきたいと思います。

○尾村政府委員 ただいまの下山手小学校の問題も、これは通知を受けましたので、さっそく連絡をいたしました。建築許可前の問題、まだ營業許可の問題にまでなつておらぬわけでござりますが、いくいく今度營業許可問題が出来れば、われわれの方もそれからでないと非常にむずかしい問題になるわけになりますので、事前に連絡をいたしまして、衛生当局の所管そのものではございませんが、同じ県知事なりあるいは市長の下にこの許可権があるわけでございますから、事前に、建築顧問に対するときからこれを善処するようにしております。大体それに対しても異存ないので、極力さような趣旨で指導する、連絡をするということをございましたが、一昨日までさような状況でござります。

ば私どもは決して文句を言わない、そういういかがわしい建物になるということだけを心配しておることであります。そこでそういうあたのであります。そこで、三月の五、六、七日に神戸市の衛生局とも話し合いをする、こういうことに約束をしておりましたところ、いかなる理由があるのか、その話し合いは無期延期だということを市から言ってきたものでござりまするから、非常にまた憤激をしておる。私はどう考へても、この種のことがどうも神戸市においては的確な措置がとられていません。悪くともならば、だれかそこに力のある者が背後におつて、市に圧力をかけておるのではないかとまで実は疑わなければならぬような事態にきておるわけであります。どうか一つこれらのこととも十分お考への上で、やはり国会が作りました法律、旅館業法の一部改正がなされたその改正の趣旨に立ちまして、この種のものに対しては断固たる英断を下されるよう私には切望してやまぬのであります。重ねて御所見を承わりたいと思います。

す、市の方でさようなことまで無期延
期にして問題を複雑にし不適当に
ほんとう言えどお話の通りでございま
す。もうできたものをそのまま焼き捨
てるとかあるいはよそへ移転するとか
いうことは、いろいろな困難性もやは
り別の意味で出ましたようが、あつま
もそれが教育を書きないように設備を
改善いたしまして、現在お話のような
設備を撤去いたしまして、majimeにや
れば、やはりこれは神戸市内でありま
すから、旅館として成り立たないこと
はないと思ひますので、その機会を通
じてはわれわれも非常に遺憾に思
います。この点を連絡いたしまして、
さような線で早くまじめに解決するよ
うに指導いたしたいと思います。

本育英会といふものの経営といいますかそういうものが困難になるのではなかといふにも私は考えますが、一体延滞の傾向といふものは改善されつつあるのか、あるいは悪化しつつあるのか、その辺の事情をおわかりでござ

ると、今後回収等が困難で免除といふものがなかなか得られない。ある一定の貸付を返した際に条件が成就して免除になるような規定になつておると思ひますが、そういうことがいつまでも免除できないということで、借りた者

は、おそらくいい社会的な地位を得られることがありますし、また人物としても優秀な人でございますから、二年間の期限内にはおそらく返還をするようになるのではないか、こういうふうに期待をいたしております

あるか、この点について一言伺つてみたいと存じます。

ますので、今まで出願をしていた一般奨学生の例等を十分勘案いたしまして、なおそれよりも経済条件の悪いと
いうことをいろいろな具体的な事例を
あげまして、特別奨学生として取り上
げるにふさわしい条件の者を相対的に

○総理大臣委員会
ますためには相

これに返還を促進し
当事務費を要します。

がありはしないか」ということを心配するわけですが、これに対してはどうい

とになりますと、その人は非常に大きな債務を負うということになりますの

で又各省今にその請願を提出いたしました
いと思つておりますが、その一つの成

も今申しましたように、地方の支部、

だんだん貸付人員が多くなって参りますし、そしてだんだんそれが卒業しますして返還の義務を負つて参りますから、要返還者の数もだんだんふえて参ります。これを一々追及しまして返還を促進しますところつきましては、相

○緒方政府委員 ただいま御指摘になりましたように、このたびの新しい制度に基きましての貸付金は一般が千円でござりますけれども、それに対しても三千円を貸そう、しかし三千円そのま

で、これは一つその返還については最初から特別の指導を加えていきたい、かように考えております。

○高村委員 あとに質問される方が、時間の関係で大いに急いでおられますから、途中で打ち切りますが、私はど

績優秀という点でございますが、これについては、まず方法としましては、育英会の支部が各都道府県にございま
すから、その支部に対し中学校長から推薦状を出させて推薦させる。その内容としては、学業の成績はもちろん

しましてこれを選考していく。
それからもう一つ申し落しましたけれども、一番重要な問題としては、従来の一般の奨学生は、学校に入りましたあとで選考しましたけれども、これは専学の榮章という選考でありますか

当然な事務的な手数が要るわけでございまして、そこで最近事務費の増額は、かりましてそれに努めておるような状況でございます。御指摘のようになかなかむずかしい状態でございまして、必ずしもいい成績でございませんけれども、しかしいろいろ工夫をこらしまして、あるいは大学に十分協力をしてもらおうとか、あるいは地方の教育委員会に置いております支部に働いてもらおうとかいうふうにいたしまして、少しずつは改善をしていくつておるという状況でございます。なお今後返還の促進等につきましては十分検討をいたした

まを返させるということになりますと非常に返還に負担を感じることが大きくなりますが、一般的の選択学生並みの金額、つまり千円を返せばあと二千円は返還を免除する、こういう制度にいたしております。これはただいま申し上げた通りであります。しかしその千円を返すにしましても、先ほど申し上げましたような実績であるので、非常に困難じゃないかという御指摘でございますが、何しろ先ほど申し上げましたように現在の実績と申しますのは、まだ貸付を受けました者の何人も期限に達しておる状況ではございません。

うも日本の最高の教育を受けたとか、そういう方が学校を出て社会に出ました際に、法律できまつておる義務を行わなくていいんだといったような風潮が出るということは、道義的に見ても非常に残念だと思います。しかしそれに対するは、やはり国の施策としてもそういうことのできないような施策をしてやることが必要だ。そういう意味で、この返還を確保する上において、政府としてもあるいは育英会としても何らか的確な考え方というか工夫というか、そういうものをぜひやっていただきたいと思います。

でありますけれども、その人物あるいは健康、将来大成を期し得る人物であるかどうかという総合的な判定を加えた推薦をさせ、それを一応地方の支部で書面で選考いたした上、育英会の本部にこれを報告させまして、そうして育英会で全国的な統一した試験を行い、その試験によって成績の優秀性をためしまして、それによって成績のいい者を選んでいきたい、かように考えております。それから経済条件でござりますけれども、これはなかなかむづかしい問題でございまして、形式的に何か線を一本引くということにむずか

○山下委員長 それでは関係政府委員の出席がございますので、先ほど引
き続きの質疑は後日続行することといたします。

○山下委員長 本案に対する質疑は後
日続行することといたします。

○山下委員長 本件の予約を立ててお
うに考えております。これらのことを
文部大臣の定める方法として規定をし
たいと思います。

○山下委員長 本件に対する質疑は後
日続行することといたします。

○高村委員 いと 思 い ま す。

二十年たつての現況でございませんので、的確にはその点は申しかねます。二十年たちましたら相当返還が上つて

最後に一つ私がお伺いしたいのは、今回の特別保障制度を確立するに当つて、特に優秀な素質、能力を有する

しいと思います。現在の一般の奨学生も、経済的な条件が悪い者が出席をして、悪い者から採用いたしておりますわけ

き続きまして文教行政に関する質疑に入ります。質疑の通告がござりますからこれを許します。河野正君。

学保障制度というものを設けた際に、
貸付の額と、給付ではございませんが
将来免除する額というものがあるわけ
でございます。特にこうした思い切っ
た政策をとった際に、貸付額のパーセ
ンテージが非常に多いということであ

くるかもわからぬと思ひますけれども、その点は今後の努力に待つかはないと思います。ただ今度の特別貸付奨学金としての対象は、特に優秀な者を選んで貸し付けるということござりますから、卒業しました既において

者、また経済的な理由によつて著しく修学困難だ、こういう標準に基いて選抜されるのですが、その選抜される方法というものをもし誤まれば、これは非常な物議をかもすと思うのです。それらについてどういう用意がおありで

でござりますけれども、今度の制度の趣旨は、現在の育英制度でも救えないような、具体的に申しますと、千円の貸付を受けるだけでは進学を断念してしまわなければならぬという者を取り上げていきたいということをござい

○河野(正)委員 御承知のように、來たる五月二十四日からアジア二十九カ国約三千名に及びます選手が参加いたしましたて、六月一日までアジア競技大会が開催せられることになつておるのをございます。もちろん本大会の趣旨

は、スポーツを通じてアジア地域の国
友が、お互いの友愛、親善、そういう
いう点にあることは論を待たないので
あります。しかし、また一方におきま
しては日本がこの一つの機会を通じ
て、アジア諸国に対するあらゆる考え
方というものを、それぞれアジア諸國
に認識してもらう絶好の機会であると
いうことを忘れてはならぬ点であると
いうふうに考えます。そこでこの際、
文部省から承わっておきたいと思いま
す。

○白井政府委員 このアジア大会が行
われますのも、やはり世界オリンピッ
ク大会の開催と趣旨は同様でございま
して、ただいまお話をのように、国際間
の親睦をスポーツを通じてはかり、ま
た国際間の理解を深める、そういうと
ころに一番大きな目標があると考える
のでございまして、この点は、国内に
おきましてスポーツが奨励され、また
国民体育大会が催されますのも、国内
における国民相互のスポーツを通じて
の理解、さらにまた健全な精神と身体
を作り出す、こういうところに目標が
あるのでござります。オリンピック大
会が開かれますのも、いろいろ過去に
おけるところの歴史的の経過もござい
ますが、やはりおもな目標、目的とい
うものはそこにあるものである、かよ
うに考えておる次第であります。

○河野(正)委員ただいま当局からの
御答弁をいただきましたが、私が冒頭
に御指摘申し上げましたように、やは
り本大会といふものは、アジア地域の

國々がお互にスポーツを通じて友愛、親善の実を深めていくということに根本的な考え方があるということことは、これは否定することのできない事実であると私ども考えております。ところが、そういったお互いの友愛、親善の実を深めていくということは、薬を返せば基本的にやはり平和のための行事であるというふうに考えなければならぬと思うのであります。その点についてはいかがでござりますか。

○白井政府委員 ただいま河野委員のお説の通り、お互いに民族間、國民間の理解を深め、親善を進めて、そうして平和のためにも寄与しようということが大きな目的であるということをわれわれも信じております。

○河野(正)委員 ただいま御答弁をいたしましたが、やはり、本大会といふものは基本的には平和的な行事でありますということにつきましてはまあ異論はないようでござります。ところが承わるところによりますと、一昨々日の閣議におきまして、このアジア競技会といふ方針が確認されたというふうに承つておるのであります。ところが、私が冒頭に御指摘申し上げましたよ

ういう現実はやはり見のがしては相づらぬと考えます。そういういた現段階におきまして、もし自衛隊の協力といふものが、ただいま申し上げましたようなアジア諸国の人懐心と申しますか、杞憂と申しますか、そういったところにいろいろと誤解を生ぜしめるというようなそれが——こういつたせつかくかの協力であると思いますけれども、その協力によってそういう誤解が生ぜしめられるおそれがあるのではないのか、ということを私どもきめて大まく心配いたすのであります。そこでこの点に対しまして一つ御所信を承わつておきたいと思いますし、なおまたこの点につきましては、せつから御協力を下さいということでございますから、防衛庁当局の御所信もあわせてお伺いいたしておきたいと思います。

も、このアジア・オリンピック大会は、アジアの二十カ国が参加をいたしました。そして行う国家的な行事とも言えるのであります。従つて國もこれに六十万の予算を支出いたしまして、できました。ただ支援、協力いたしまして、円滑な運営ができるようにならしておられます。そこで、この意味で、聖火のリレーにおける何か自衛隊機——これは防衛省の方からお答えするのが適當かと思ひます、私どもいたしまして、自衛隊というのは、その字の示す通り自衛でございまして、自衛のための部隊、団体であります。自衛を守るために、自衛の自衛であります。従つてこれを並和のために利用することは、むしろ平和のためにこういう國際的な行事に自衛隊が協力するということではないか、かように考へるのでございまして、むしろ平和のためにこういふ協力を持つている部隊ではない、こういふことの証明にもなるかと思いまして、私どももこの点についてはむしろ理解がありますとするとならば、決して妙な疑惑を持つておられるのであります。

いつでも運営上非常に便利である、か
ように考えております。
それから第五には、この自衛隊機
は、先ほども申しました通り平和のた
めにもできるだけ利用する、ことに災
害の救援事業とか、人命救助とか、血
清の輸送とか、急患輸送等を初め、各
地で行われまする博覧会等の出しに
きまして、これは協力をいたしてお
るのであります。

さらに聖火のリレーに使用いたそう
という計画の自衛隊のP-2Vという飛
行機は聞くところによると、飛行距
離、また安全性におきましても、日本
の飛行機のうちでは最優秀である、こ
ういう点からいたしましても、この機
を使いまして安全に一つリレーしてい
ただきたい。

以上大体の理由を申し上げまして、
本大会のために一役を果していただき
たい、かように考えておる次第であり
ます。

○小山(長)政府委員　自衛隊機を今度
の聖火リレーに使用することは閣議で
きまつたのであります、これは文部
省の要請により、また政府として、ア
ジア大会を円滑に終らせるためといふ
のがその主たる目的であります。自衛
隊の飛行機が参つて非常に物騒なよう
にお感じであります、たとえば国際
親善のために軍艦を派遣するというよ
うなこともあるのでありますし、軍艦
が參りましたから物騒だということが
ないと同じように、飛行機が參りまし
ても、別に武装しているわけでもあり
ませんし、その点については、かえつ
て、文部政務次官から申しましたよ
うに、むしろ国際親善を増進するもの
というふうに考えておるわけであります。

三
一

○河野(正)委員 ただいま当局側からそれぞ御答弁がございましたが、その点に対しましては、私ども根本的に考え方を異にいたしております。ことに過去の歴史をながめてみても、かつて英軍機あるいはまた蒙州機がそれぞれ炬火を運んだというふうな話もござりますけれども、しかしながら日本の今日置かれております立場というものは、そういった英軍機あるいは蒙州機が運んで参つております場合と、今日の日本の情勢といふものは、ことにアジアにおける情勢というものは、はだしく国情を異にいたしております。そういう中でそういうことを行われることがきわめて適切であるかどうかなどから、いうようなことについて、私ども異論を持つておるわけでございますから、この点はまことに残念でございますが、根本的に考え方を異にいたしておるというふうに指摘をしなければならぬと思うでございます。

それからもう一点お尋ねしておきたいと思いますが、それは自衛隊の優秀な一千名の隊員を勧員して、そしてそれぞれ警備その他行事に参加せしめるというようなお話をございますが、その点はいかがでございますか。

○白井政府委員 別にそういう計画はないと思いますが、それは私の方で承知いたしておりませんけれども、何か他の点からの説明が何かではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

これは津島防衛厅長官から聞いたいのですが、きょう出席がないので、その点のことをはつきり聞かせていただきたい

○小山(長)政府委員 これはたまたまさうだけのことでありまして、各國の事例、それから國の機関として協力するものとすれば、自衛隊が最も適當であるというような考え方から、文部省より話がありまして、われわれの方でノーリテの御助力を申し上げよう、こういうところになつたのであります。すべて先づこの点によるところであります。

ます。始終日本の近海その他を訓練のために飛んでおるわけでござります。今回その訓練を兼ねましてマニラまで参る、あわせて今度の役割を果たしたいというふうに考えております。申し上げるまでもなく防衛庁といたしましては、その所掌事務の教育訓練に必要な行為をなすようにしていきたいと思っております。

ちアジア・オリンピック大会を開催するための行事でございます。従つて今まさにアシアの民族が非常に友好と親善を増長せしめるに好ましいことだと思つておる。これがほんとうに私しみじみ考えることは、紀元二千六百年の記念事業として、さきに国際オリンピックを東京に招致するように、大体——大体どころじやない、全部きまっておつたのです。それを、御承知のよな軍事の横やりによつてとうとうめちやめちゃになつて実現することができなかつた。もしあれができておれば、各國がほんとうに親善を増長して、ああした不様な戦争なんかは、日本が参加しなくてもよかつたのじゃないかといふ。工合にすら考えておる。従つて今度のアシア大会では、これはもうほんとうにアシア民族の平和を基調とする親善の向上に非常に役立つものだと思いまして、それで実は、まあ費用もあまりありませんので、そこで防衛長官に頼みまして、それでとりあえず、ちょうど鹿児島の鹿屋に、すぐ一飛びでマニラに行けるところに飛行機の基地があるので、そこから出そう、こういうことになりまして、それならばぜひ私たちがお願いはしております。ですから、大体飛行機でその聖火を持って来てくれる、こういうところまで、私はお願いはしておりません。ですから、大体飛行機でその聖火を持って来てくれる、こういうところまで、私はお願いはしておりますけれども、それから先のこととはお願いもしませんし、まだよく承知いたしておりません。

にやぶさかではございませんけれども、しかしながら、日本の今日アジアにおきます立場というものは、きわめて微妙な点があるのではないかといふうに私は判断をいたすわけでございます。なるほどアジア競技大会が今度日本で行われますことをきわめて私はけつこうなことだと思います。しかしながら、せっかくけつこうな行事で、しかも平和的な行事で、この際この機会を通じて、日本が平和を愛好する国民であるということをアジアの諸国民に示す最もいい機会であるというふうに私ども考えておるわけでございましょうけれども、そういった考え方にもかかわらず、一方におきましてはこの自衛隊の飛行機が参加をするというようなことで、いろいろ日本の考えておりまする考え方には誤解を生ぜしめるというふうになりまするならば、私はアジア競技大会を開催するということですが、日本のためには、あるいはかえてマイナスになるのはなかろうかと、いうふうな心配もいたずわけでござります。そういう意味でお尋ねをいたしましたのでございますが、先ほどから、防衛庁もあるいは文部大臣も非常に軽い気持で、というようなことでござります。しかしながら事が国際的な関係を持つておりまするから、私はやはりこういった問題につきましては、明らかに法的な根拠に基いて行動されなければ、政府はよちゅう法の慣例といふようなことを強調されておりますが、そいつた岸総理等の御趣旨とも相反するのではないかとうかといふうな心配をいたすわけでございます。

合、自衛隊法の第七十六条に明らかに明記をされておりますが、その七十六条の防衛出動が主として問題になるわけでございます。もちろんさっき私が御指摘申し上げましたように、優秀な一千名の隊員が国内の警戒その他で動員されるということになりますならば、そのほか七十八条の命令による治安出動、あるいはまた八十二条の要請による治安出動というようなことも当然問題になってくると思ひますけれども、その点は先ほど御否定になつておりますので、問題は七十六条の防衛出動ということに相なつて参ると思ひますが、その点との関連をどのようにお考えになつておりますのか、事実國際的な問題でございますので、この点も一つ明確に御答弁を願つておきたいと思ひます。

役立つことであるから、訓練をかねてあります。○河野(正)委員 ただいま訓練があるので差しつかえないということござりますけれども、そういったようになります。そこでとごとくを訓練に便乗して行動するということになりますならば、私は何も自衛隊法でいろいろ出動の行動を明記して厳格に制約をする必要はないと思います。そういうような訓練に便乗して行動するとしていろいろ程度を越した行動をするおそれがあるので、私は明らかに法文には明記されておるというふうに判断をいたすので、そういうたった点を御指摘を申し上げておるのであります。ところがそういう点をことごとく訓練だ訓練だということになりますならば、私は岸総理のいわゆる法の慣例もへつたれもあつたものではないというようになります。私は防衛省からお聞きを願わぬというと、私どもの方では防衛省のこまかに法律なんかは承知いたしておりません。ただ今防衛省の政務次官の申し述べることで私は尽きておる。私はその方面の法律まで研究いたしておりません。防衛省の政務次官の御主張を援用するほかはないと思つております。

○河野(正)委員 実は大臣にお伺いいたしましたのは、やはりそういったことで法の悪用、便乗と申しますか、そういうことをやられますと、今日の自民党内閣の方針にも反するわけです。よちゅう岸総理は口を開けば法の慣例の実行ということを口づつぱく強調されております。ところがそ

といったことと相反しますので、実はそれなりに御承知だと思いますけれども、今度の項目の中では神奈川県でライフル銃の射撃競技が行われることになっております。この射撃競技が行われるわけでござりますけれども、この点いろいろ危険その他の万全を期し得られるというふうに考えておられるのか、この点も一つ、これは文部省当局から明らかにしておいていただきたいと思います。

○福田政府委員 ただいまの御質問でございますが、もちろんアジア大会の各競技種目につきましていろいろございますが、射撃等につきましては特にそういう危険の場合も予想せられますが、そういう危険防止その他に当の措置をするように、アジア大会組織委員会等においても研究工夫をいたしております。

○河野(正)委員 そういう点もあって、実は私ども先ほど申し上げましたように、一千名の自衛隊の隊員を動員して、そういう危険防止その他に当らしめられるということじやながるうかというふうに考えておったわけでござりますけれども、その点は具体的に御表明もなかつたし、なおまた一千名の自衛隊員を動員するということにつきましては、自衛隊当局が御否認になつておりますから、それ以上追及いたしませんけれども、しかしながら時間もありませんから、最終的に申し上げたいと思いますのは、ただいまいろいろ私が御指摘申し上げましたこと

うな行動は一切慎しまなければならぬ。従つて法律に準拠してすべての行動をやらなければならぬことは当然であります。仰せになりましたようなどについては私は所管じやありませんけれども、それぞれの所管で十分研究の上、その大目的に反しないような行動をとるということはもちろんのことだと存じます。私どももまたそういう趣旨に従つて行動するつもりでございます。

○佐藤(觀)委員 関連して小山政務次官にお尋ねいたしますが、先ほど先例があるというお話をあつたのですが、オリンピックには防衛省の飛行機を貸すという問題、それから練習というような問題、こういうような問題は、今まであまり問題になつていないのでけれども、そういうことはちょいちょいやつているのですか。これは初めてのケースだと思うのですが、そういう例があるのですか。

○小山(憂)政府委員 私が先例と申しましたのは、オリンピック大会には各国ともその国の軍用機を使っている、こういう意味の先例ということなんです。従つて防衛省における先例という意味ではございません。それは御了承願います。

○山下委員長 本日はこの程度といったしまして、これにて散会いたします。
午後零時五十五分散会

(参照)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月十八日印刷

昭和三十三年三月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局